

葛城市こども・若者サポートセンター  
A I 相談システム導入業務委託プロポーザル実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の広がりにより、その影響は自殺者数の増加にも見られます。子どもたちの慢性的な感染への不安、学級閉鎖・休校による孤立感、孤独感が増幅されるのを防ぐために対面しないでも相談できる体制の充実が必要となってきました。単なるSNS相談では実際に相談につながるケースは少ない状況です。そこで、葛城市では、子どもたちの身近な通信機器を用いて、相談につながるためのシステムをつくりAI分析を通して、子どもの訴えを引き出し専門家が受け止めるためのシステム構築を担う業者を募集します。

2. 業務概要

仕様書を参照のこと

3. 委託期間

契約の日から 令和4年3月31日（木）まで

※プロトタイプ納品期限は、令和3年12月27日（月）とし、試験運用後の調整・修正を経て、令和4年3月31日（木）をもって完了とします。

4. 見積もり限度額（消費税及び地方消費税込み）

9,900,000 円

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、本事業の目的を理解し、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者。
- (2) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する者。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていない者。  
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のいずれにも該当しない者
  - ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をい

- う。以下同じ。) であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 6. 公募に伴う日程

手続き	
実施要項等公告開始	令和3年7月9日（金）
募集要項等配布期間	令和3年7月9日（金） 令和3年8月10日（火）午後5時まで
質疑受付期間	令和3年7月15日（木）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後4時まで
質疑回答	令和3年7月28日（水）
参加資格審査申請受付期限	令和3年7月30日（金）午後4時まで （土日祝日を除く開庁日）
参加資格審査の結果通知	令和3年8月3日（火）
プロポーザル資料提出期限	令和3年8月23日（月）午後4時まで
プロポーザル審査会	令和3年8月31日（火） ※時間につきましては、プロポーザル参加者に後日お知らせします。
結果通知	令和3年9月1日（水）

## 7. 応募方法等

### （1）募集要項等の配布

#### ①配布期間と方法

令和3年7月9日（金）から令和3年8月10日（火）まで  
葛城市ホームページからダウンロードしてください。  
葛城市ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp>

## 8. 参加資格審査

### （1）提出書類

※葛城市指名登録業者である場合は提出書類を省略することができます。別途、案内しますので担当までご連絡ください。

- ①参加申請書（様式第1号）
- ②商業登記簿謄本（写し）又は履歴事項全部証明書（写し）  
・・・管轄の法務局で発行
- ③印鑑証明書（写し）・・・法務局で発行
- ④事業者概要（任意様式）
- ⑤納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）  
すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書  
【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】  
⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）  
【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】  
⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）  
【C：県外業者】  
⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）  
※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。  
※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。  
※国税は、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

- (2) 提出期限 令和3年7月30日（金）午後4時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、期限までに  
必着すること

- (4) 提出先  
〒639-2155 奈良県葛城市竹内256番地39  
葛城市こども・若者サポートセンター TEL 0745-48-8639

- (5) 質議の受付期間及び回答  
質議期間：令和3年7月15日（木）午前9時から  
令和3年7月26日（月）午後4時まで  
方法：電話連絡のうえFAX(0745-48-8179)にて  
※質問書を使用すること  
回答予定：令和3年7月28日（水）  
方法：FAXにて

- (6) 参加資格審査の結果通知  
通知日：令和3年8月3日（火）  
通知方法：電話にて通知後、書類を郵送させていただきます。

**【以降、参加資格審査を通過した参加者が対象です】**

- (7) 審査方法

提出資料①、②及びこれらに基づくプレゼンテーションに基づき、本市が設置する「葛城市こども・若者サポートセンターAI相談システム導入業務業者選定委員会（以下「委員会」という。）」により、受託業者を選考

します。

## 9. 提出資料

### (1) 提出資料

#### ①見積書

- ・仕様書に記載されている事項を実施するにあたり必要となる費用の、令和3年度分の総額を税抜で記載すること。

#### ②葛城市こども・若者サポートセンターへの提案資料

- ・仕様書の内容に基づき、下記の評価基準を参考に作成すること。  
(資料はA4サイズ・10ページ程度とする)。  
正本1部(原本)、副本9部(写し可)提出すること。

### (2) 提出期限 令和3年8月23日(月)午後4時まで

### (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、期限内までに必着 すること。

### (4) 提出先

〒639-2155 奈良県葛城市竹内256番地39

葛城市こども・若者サポートセンター TEL 0745-48-8639

## 10. プレゼンテーション

### (1) 実施場所 葛城市役所當麻庁舎 3階 301会議室

### (2) 実施日時 令和3年8月31日(火) 予定

※詳細の日時は別途連絡します。

### (3) 時間配分 30分(プレゼンテーション 20分、質疑応答10分)

### (4) 実施方法

- ①資料はプレゼンテーション開始前に当市で配布します。
- ②資料の追加は認めません。
- ③プレゼンテーションは、提出いただいた資料をもとに行っていただきます。
- ④説明にあたっては、パソコン等端末及びプロジェクター(パワーポイント等)の使用を認めます。その場合、必要な機材の用意は提案者側でお願いしますが、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル(HDMI、D-sub)は当市で準備することも可能です。
- ⑤プレゼン終了5分前、質疑終了2分前にその旨告知します。
- ⑥委員会は、プレゼンテーションにおいて下記に定める評価基準に基づき審査を行い、各委員の評価点の合計の平均点が最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点候補者として選定します。  
全委員の評価点の合計の平均点が最も高い者が複数あった場合は、その中から委員の多数決により受託候補者を選定します。  
受託候補者及び次点候補者に対しては、その旨を通知し、選定しなかつ

た者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとします。

(5) 審査における審査対象者が1者の場合の取扱い

審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、全委員の評価点の合計の平均点が100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとします。

(6) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び配点は次のとおりとします。

面接審査（プレゼンテーション）（100点）

項目	評価事項		配点
業務実績	①	ICT業務と心理的な相談業務について専門性があり、実績を有しているか。	10点
実施体制	②	業務の実施にあたって豊富実績・経験を有するメンバーで組織されており、本業務における質の高い業務品質の維持が期待できる。 担当者のキャリアや適応能力が十分であり、本市との迅速な連絡が図れる体制であるか。	5点
実施計画	③	システムの開発について、プロトタイプ納品後、運用試行にて調整、修正等の対応が委託期間内に柔軟に対応できるか。	5点
提案内容	④	メール相談機能について児童や相談員が対応しやすい内容となっているか	10点
	⑤	相談機能について、児童・生徒が対応しやすく選択肢が簡潔明瞭な内容となっているか	20点
	⑥	日記機能について、児童・生徒が思うがままに入力でき、入力内容についてAIによる分析結果が導き出せるか。	20点
	⑦	相談者の個人情報に対する配慮と組織的な対策が具体的に示され、セキュリティ対策が維持できるか。	20点
見積金額	⑧	費用対効果の観点から、提案にふさわしい見積金額となっているか。 業者提示見積価格が本市の予算内に収まっていること。	10点
合計（満点）			100点

(7) 特記事項

交通事情など、やむを得ない事由により指定時間までに来所できない場合は事務局に電話連絡をしてください。その事由を証明する書類を書面の提出により、実施時間を変更します。

1.1. 受託候補者の決定

審査終了後、速やかに評価点を決定し、その結果、最も評価点の平均点が高い事業者を受託候補者として決定するものとします。なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより受託候補者を決定するものとします。

1 2. 書類審査の結果通知

通知日 : 令和3年9月1日(水)

通知方法: 電話にて通知後、書類を郵送させていただきます。

1 3. 契約

受託候補者として決定された事業者と契約手続きを進めます。

1 4. 失格事項

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ③ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- ④ 見積額が”2. 見積もり限度額“を超過したもの
- ⑤ 評価点数が基準点を満たさなかったもの
- ⑥ その他不正行為を行ったもの

1 5. 参加辞退

辞退する理由を記載した辞退届(様式は任意)を提出すること。

1 6. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要した費用は全て、参加した事業者の負担とします。
- ② 参加業者が1社のみとなった場合もプロポーザルを実施し、本業務にふさわしいと判断される場合(選定委員の評価点の合計の平均点が60点以上)は契約することがあります。

1 7. 連絡先

葛城市こども・若者サポートセンター 担当 石岡

葛城市竹内256番地39 TEL: 0745-48-8639 FAX: 0745-48-8179